



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 一般廃棄物処理施設の設置許可申請書の縦覧（環境整備課） ..... 1
- 産業廃棄物処理施設の設置許可申請書の縦覧（環境整備課） ..... 2
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課） ..... 2
- 民有保安林の指定・3件（森林緑地課） ..... 2
- 民有保安林の指定の解除（森林緑地課） ..... 3
- 建築基準法に基づく道路の指定（建築指導課） ..... 4
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（北部土木事務所） ..... 4
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（八重山土木事務所） ..... 4
- 歳入の徴収の事務の委託（住宅課） ..... 4

### 公 告

- 沖縄県獣医師選考採用試験の実施（人事課） ..... 5
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） ..... 7

### 選挙管理委員会事項

- 沖縄県議会議員選挙における選挙人名簿の登録基準日等 ..... 7

## 告 示

### 沖縄県告示第297号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 5月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名 株式会社社会敷環境 沖縄県沖縄市字池原3190番地 代表取締役 南裕次
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所 沖縄県沖縄市字池原石城原3432番2ほか6筆
- 3 一般廃棄物処理施設の種類 ごみ処理施設
- 4 処理する一般廃棄物の種類 ごみ、粗大ごみ、動植物性残さ（動物系固形不要物を含む。）、動物の死体、し尿及び燃え殻
- 5 申請年月日 平成24年 3月12日
- 6 申請書その他関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所 沖縄県環境生活部環境整備課、沖縄県中部福祉保健所、沖縄市市民部環境課及びうるま市市民部環境課
  - (2) 縦覧期間 平成24年 5月25日（金曜日）から同年 6月25日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 7 意見書の提出先及び提出期間 当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、次のとおり知事に対し生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

- (1) 提出先 沖縄県環境生活部環境整備課又は沖縄県中部福祉保健所
- (2) 提出期間 平成24年5月25日（金曜日）から同年7月9日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (3) 意見書の記載事項等 意見書には、生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所を記載すること。

#### 沖縄県告示第298号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 5月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名 株式会社倉敷環境 沖縄県沖縄市宇池原3190番地 代表取締役 南裕次
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 沖縄県沖縄市宇池原石城原3432番2ほか6筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類 産業廃棄物の焼却施設
- 4 処理する産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、動物のふん尿、動物の死体及びばいじん
- 5 申請年月日 平成24年 3月12日
- 6 申請書その他関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所 沖縄県環境生活部環境整備課、沖縄県中部福祉保健所、沖縄市市民部環境課及びうるま市市民部環境課
  - (2) 縦覧期間 平成24年5月25日（金曜日）から同年6月25日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 7 意見書の提出先及び提出期間 当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、次のとおり知事に対し生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。
  - (1) 提出先 沖縄県環境生活部環境整備課又は沖縄県中部福祉保健所
  - (2) 提出期間 平成24年5月25日（金曜日）から同年7月9日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
  - (3) 意見書の記載事項等 意見書には、生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所を記載すること。

#### 沖縄県告示第299号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成24年 5月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 国頭郡伊江村字川平小浜原1605番2、1605番3、1607番2、1607番3、1615番2、1618番（次の図に示す部分に限る。）、1619番2、1619番3、1620番2、1620番3
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 農道用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

#### 沖縄県告示第300号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年 5月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 保安林の所在場所 島尻郡久米島町字大原南タンジュ原10番、11番
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第301号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。  
平成24年 5月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 保安林の所在場所 石垣市字伊原間赤石249番43
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第302号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。  
平成24年 5月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 保安林の所在場所 石垣市字伊原間ヤバカ原147番、154番 3
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第303号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。  
平成24年 5月25日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 国頭郡東村字平良椎原957番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を沖繩県農林水産部森林緑地課及び沖繩県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

## 沖繩県告示第304号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。  
なお、関係図書は、沖繩県南部土木事務所において閲覧に供する。  
平成24年 5月25日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成24年 3月29日
- 3 指定に係る道路の位置 豊見城市字宜保281番1、281番3、282番、282番2、282番9、282番11、282番13、282番14、282番15、283番、284番1、284番5、284番6、285番1、285番5、285番6及び287番1
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 100.00メートル
  - (2) 幅員 20.00メートル

## 沖繩県告示第305号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図書は、沖繩県北部土木事務所において閲覧に供する。  
平成24年 5月25日

沖繩県北部土木事務所長 神 村 美 州

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成24年 3月15日
- 3 指定に係る道路の位置 名護市宮里七丁目1347番11及び1348番2
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 9.321メートル
  - (2) 幅員 4.160メートル

## 沖繩県告示第306号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図書は、沖繩県八重山土木事務所において閲覧に供する。  
平成24年 5月25日

沖繩県八重山土木事務所長 松 田 等

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成24年 4月26日
- 3 指定に係る道路の位置 石垣市字新川真喜良2365番2、2365番27及び2365番28
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 36.00メートル
  - (2) 幅員 6.00メートル

## 沖繩県告示第307号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を

委託した。

平成24年 5月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 委託した徴収事務 北部地区、中部A地区、中部B地区及び南部地区の県営住宅に係る県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の徴収事務
- (2) 受託者の名称及び所在地
- ア 名称 沖縄県住宅供給公社
- イ 所在地 那覇市山下町18番26号
- (3) 委託期間 平成24年 4月 2日から平成25年 3月31日まで
- 2 (1) 委託した徴収事務 宮古地区及び八重山地区の県営住宅に係る県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の徴収事務
- (2) 受託者の名称及び所在地
- ア 名称 住宅情報センター株式会社
- イ 所在地 宮古島市平良字西里1107番地 7
- (3) 委託期間 平成24年 4月 2日から平成25年 3月31日まで

## 公 告

沖縄県獣医師選考採用試験を次のとおり行います。

平成24年 5月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 採用予定者数 5名程度
- 2 勤務場所、勤務機関及び職務内容
- (1) 勤務場所 沖縄県内（離島を含む。）
- (2) 勤務機関 沖縄県環境生活部、福祉保健部又は農林水産部の本庁又は出先機関
- (3) 職務内容 と畜検査、狂犬病予防、繁殖育成、家畜保健衛生、試験研究、病性鑑定、食品衛生監視等
- 3 受験資格
- (1) 昭和42年 4月 2日以後に生まれた者で、獣医師免許を有するもの又は平成25年 4月末日までに獣医師免許を取得する見込みのあるもの
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に規定する次に掲げる者は、受験できません。
- ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 沖縄県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 4 試験の日時、場所等
- (1) 東京会場
- ア 日時 平成24年 6月24日（日曜日）午前9時から午後5時まで
- イ 場所 日本青年館ホテル（東京都新宿区霞ヶ丘町7番1号）
- ウ 電話番号 03（3401）0101
- (2) 北海道会場
- ア 日時 平成24年 6月24日（日曜日）午前9時から午後5時まで
- イ 場所 北海道自治労会館（北海道札幌市北区北6条西7丁目）
- ウ 電話番号 011（747）1457
- (3) 那覇会場
- ア 日時 平成24年 7月 7日（土曜日）午前9時から午後5時まで
- イ 場所 沖縄県自治研修所（沖縄県那覇市西3丁目11番1号）

ウ 電話番号 098 (863) 9311

5 試験方法 面接及び適性検査によって行います。

6 申込方法

(1) インターネットによる申込み（以下「電子申請」という。）の場合 沖縄県ホームページから電子申請での申込みが可能です。

ア 申込手順 沖縄県ホームページ (<http://www.pref.okinawa.jp/index.html>) のトップページ右下「県政情報」の中の「採用・資格」から、「平成24年度沖縄県職員（獣医師）の募集について」を選択し、「電子申請」を選択してください。

※ 電子申請の方法については、別途「電子申請・届出サービス」の利用方法を御参照ください。

イ 注意事項

(ア) 御使用のパソコンの機種や環境によって、一部対応できない場合がありますので、御注意ください。また、プリンタが必要になりますので御準備ください。

(イ) 回線状況によっては、予期せぬ機器停止や通信障害が発生する場合がありますので、時間に余裕をもって申込みを行なってください。

(ウ) 受付期間終了後、受験申込手続で申請したアドレスに受験票の受け取りについて連絡いたします。受験票は、各自で印刷し、試験日に持参してください。受験票は郵送しません。

(2) 郵送による申込みの場合 次のア及びイをウへ簡易書留で郵送してください。

ア 受験申込書

イ 50円切手を貼ったはがき（受験票送付に使用しますので、表面に受験者の氏名及び受取先を記載してください。）

ウ 申込先 沖縄県総務部人事課（沖縄県庁舎5階） 〒900—8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098 (866) 2090

(3) 受付期間 平成24年5月25日（金曜日）から同年6月15日（金曜日）まで（電子申請による申込みの場合は平成24年5月25日（水曜日）午前9時から同年6月15日（金曜日）午後5時までに申込データの受信を完了したものに限り、郵送の場合は平成24年6月15日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

(4) 留意点 受付後は、試験会場の変更はできません。

7 試験会場に持参するもの

(1) 受験票（電子申請による申込者は、各自受験票を印刷の上、持参してください。郵送による申込者は、沖縄県人事課から送付される受験票（はがき）を持参してください。）

(2) 履歴書（平成24年度選考採用試験関係。募集要綱に添付されている「履歴書（平成24年度選考採用試験関係）」に自筆（黒色ボールペン使用）で記載し、試験の申込み前3月以内に撮影した顔写真を写真欄に貼付してください。）

(3) 獣医師免許証の写し（取得見込みの者を除く。）

8 合格発表 平成24年7月下旬に県庁正門掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

9 合格発表後の取扱い

(1) 採用される日は、原則として平成25年4月1日ですが、場合によっては同日前の日となることがあります。

(2) 合格者の数は、年間の欠員見込み数等を考慮して決定しますので、合格しても採用されないことがあります。

(3) 採用されることを辞退する者や新たな欠員が生じた場合は、採用試験の成績の上位の者から順次繰り上げて合格者とし、本人あて通知します。

10 給与等

(1) 平成24年度の初任給200,800円（初任給調整手当（初年度月30,000円。以後毎年、月3,000円ずつ減額）が支給されます。勤務公署及び職務内容によって、給料の調整額が支給されます。）

(2) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の規定に基づき、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当（平成23年度実績3.95月分）、特殊勤務手当等が支給されます。

(3) 沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）の規定に基づき、赴任旅費が支給されます。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年7月7日まで縦覧に供する。

平成24年5月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年5月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人なんくる
- 3 代表者の氏名 與那嶺康
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市繁多川5丁目22番6号1F
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がい者福祉サービスに関する事業を行い、知的・身体・精神障がい者に対し就労支援や生活支援を提供し、地域で暮らす障がい者が安心して生活を送れるよう支援する。又、発達障がいの正しい理解と推進を目指し、障がいの特性にあわせた自立支援活動を行う。また、家族、医療、福祉及び教育等の各関係機関と連携を図り、障がい者の人権及び福祉の推進に寄与することを目的とする。

## 選挙管理委員会事項

### 沖縄県選挙管理委員会告示第4号

平成24年6月10日執行予定の沖縄県議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準日、登録の日及び縦覧期間を次のとおり定めた。

平成24年5月25日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿 波 連 本 伸

- 1 被登録資格の決定の基準日 平成24年5月31日。ただし、年齢については平成24年6月10日
- 2 登録の日 平成24年5月31日
- 3 縦覧期間 平成24年6月1日

発 行 所  
沖 縄 県 総 務 部  
総 務 私 学 課  
電 話 098-866-2074

印 刷 所 有 限 会 社 金 城 印 刷  
〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号